

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学が編集発行する「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」(Journal of the Japanese Red Cross Akita College of Nursing and the Japanese Red Cross Junior College of Akita) (以下「紀要」という。)の掲載論文等の投稿に関し必要な事項を定める。

(投稿者の資格)

第2条 投稿の資格を有する者(以下「執筆者」という。)は、次の者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手
 - (2) 本学の非常勤講師
 - (3) 本学の元教員
 - (4) 本学の大学院生
 - (5) 本学の大学院修了者
 - (6) 紀要編集委員会が執筆を依頼した者
- 2 前項第3号の投稿は、本学に在職中に行った研究成果に関するものとする。
- 3 共著の場合、筆頭執筆者は第1項第1号から第6号までの者とする。
- 4 第1項第6号の執筆者は本学教員に限定しない。

(投稿論文の種類)

第3条 投稿論文の種類は次の未発表(印刷中及び投稿中の論文を含む。)のものとする。

- (1) 原著
明確で十分な新知見が認められる独創性に富んだ論文であり、研究論文として形式が整っている論文
 - (2) 短報
明確で十分な新知見が認められる独創性に富んだ論文であるが、原著としては不十分である論文
 - (3) 研究報告
主題に沿って行われた実験及び調査に基づき論述された論文
 - (4) 総説
研究及び調査論文などを概観し、総括及び解説を行った論文
 - (5) 資料
教育及び研究上、有用な資料
 - (6) その他
海外及び国内研修報告等並びに前号までのカテゴリーに分類することが難しいが、紀要編集委員会が掲載を妥当と認めたもの
- 2 執筆者は、投稿論文に前項のカテゴリーのいずれであるかを明記しなければならない。

(投稿論文の構成等)

第4条 投稿論文はA4版横書きで35字28行とし、英文はダブルスペースで印字する。投稿論文の長さ及び構成等は次のとおりとする。

- (1) 原著
図、表を含め和文16枚以内、英文13枚以内とする。
①表紙 ②要旨(抄録)(600字以内) ③キーワード(5語以内) ④序文(緒言、「はじめに」等) ⑤研究方法(材料あるいは対象及び方法) ⑥結果 ⑦考察 ⑧謝辞(必要に応じ) ⑨引用文献 ⑩利益相反の明記 ⑪英文要旨及び英文キーワード(②及び③に対応する

もの) ⑫図、表

(2) 短報

和文5枚以内、英文3枚以内とし、図及び表は合計2枚とする。

①表紙 ②要旨(抄録)(300字以内) ③キーワード(5語以内) ④序文、研究方法、結果、考察(区別しない) ⑤謝辞(必要に応じ) ⑥引用文献(10編まで) ⑦利益相反の明記 ⑧英文要旨及び英文キーワード(②及び③に対応するもの) ⑨図、表

(3) 研究報告

図、表を含め和文16枚以内、英文13枚以内とする。

①表紙 ②要旨(抄録)(600字以内) ③キーワード(5語以内) ④序文(緒言、「はじめに」等) ⑤研究方法(材料あるいは対象及び方法) ⑥結果 ⑦考察 ⑧謝辞(必要に応じ) ⑨引用文献 ⑩利益相反の明記 ⑪英文要旨及び英文キーワード(②及び③に対応するもの) ⑫図、表

(4) 総説、(5) 資料、(6) その他

特に形式を指定しない。

簡潔かつ明瞭に記載する。

(執筆要領)

第5条 投稿論文の作成は、次に従う。

(1) 原稿は和文又は英文とし、原則としてMicrosoft Wordで作成する。

原稿サイズはA4版で統一する。

用紙の上下左右に各2cm以上の余白をとる。

本文は一段組みとし、MS明朝体12ポイント、英文の場合はTimes New Roman10.5ポイントとする。

数字及びアルファベットは原則として半角とする。

本文にはページ番号を付す。

(2) 和文では、外国語はカタカナとし、外国人名及び日本語が定着していない学術用語等は原則として原綴りで記載する。

(3) 和文原稿の表紙には①原稿の種類、②表題、③著者名、④所属、⑤別刷希望部数、⑥本文の枚数、⑦図表の数、⑧和文キーワードを記載する。

(4) 原稿に関する連絡先の氏名及びE-mailアドレスを記載した用紙を添付する。

(5) 英文原稿の形式は、和文原稿に準ずる。

表紙及び本文は英語で記載し、和文の要旨(原著及び研究報告600字以内、短報300字以内。)を添付する。

(6) 英文要旨には、英文表題、著者名、所属、英語のキーワードを記載する。

(7) 異なる所属の者が共著者である場合、各所属機関に番号を付して氏名欄の下に一括して表示し、著者の氏名の右肩にその対応する番号を記載する。

(8) 投稿原稿の内容が倫理的配慮が必要な場合、倫理的配慮及び研究対象者に対する説明をした旨を、機関の倫理委員会で認められたときはその旨を本文中に記載する。

(9) 引用文献の記載方法は次に従う。

本文中の引用した箇所の右肩に片カッコ付で番号を付して引用順に末尾に一括し、次の形式によって記載する。雑誌名の略記は「医学中央雑誌」およびIndex Medicusに従う。引用文献の記述形式は生物医学雑誌に関する統一規定“Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals(いわゆる‘Vancouver’style)”の最新版に準ずる。すなわち著者が6名以下の場合には全員記載し、7名以上の場合には初めの6名を載せ、以下“その他”とする。著者のイニシャルの後ろにピリオドは不要。

※ Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals(URM)の最新版については原文の<http://www.icmje.org/>参照のこと。URMの邦訳版がいくつか邦文の医学雑誌やインターネット上で公開されているので自己責任で参照のこと。

【例】 ・「生物医学雑誌への統一投稿規定」：医学のあゆみ

201 (10) : 790-798 / (11) : 862-867, 2002

・ <http://www.tokyo-med.ac.jp/imcc/UR/url.html>

・ <http://www.ishiyaku.co.jp/magazines/urm.pdf>

・ <http://www.toukougitei.net/URM0410.pdf>

【例】 1 清水正樹, 奥住捷子, 米山彰子, 山田恵子, 国定孝夫, 折笠義則, 他. In vitro

における *Burkholderia cepacia* の消毒薬感受性. 環境感染誌 2000 ; 15 (3) : 240-46.

2 木村三生夫. 感染症サーベイランス 1989. 前川喜平, 今川栄一編, 小児科の進歩
10, 診断と治療社, 東京, 1990. P.254-62.

3 Tsuji A, Kobayashi I, Oguri T, Inoue M, Yabuuchi E, Goto S, et al. An epidemiological Study of the susceptibility and frequency of multi-drug-resistant strains of *Pseudomonas aeruginosa* isolated at medical institutes nationwide in Japan. *J Infect Chemother* 2005; 11:64-70.

4 Dimmock NJ: Neutralization by immunoglobulin M. In: Dimmock NJ, ed. *Neutralization of animal viruses*. Springer-Verlag, Berlin, 1993. p.34-6.

(10) 図、表及び写真は、図 1、表 1、写真 1 と通し番号を付し、A 4 版用紙 1 枚ずつに配置し、本文とは別に一括する。

本文原稿右欄外にそれぞれの図、表及び写真の挿入位置を朱書きする。

図及び表は Microsoft Word 及び Excel で作成し、原図を添付する。このとき、必ず文章とは別ファイルとする。

図及び表は、大きさに応じて原稿の枚数に換算し、原稿枚数に含める。例えば、刷り上がり A 4 版 1 ページは、原稿では 2 枚に相当するので、1 ページ大の図及び表 1 枚は原稿 2 枚と換算する。

(投稿手続き)

第 6 条 原稿は、直接持参又は郵送とする。

2 原稿は 12 部提出し、そのうち 2 部は氏名、所属及び謝辞等の執筆者が特定できる事項を除いて提出する。

3 投稿論文の採用決定後に、本文、図及び表を保存したフロッピーディスク又は CD-R を提出する。

4 原稿は次の住所に宛てて提出する。郵送のときは「原稿在中」と朱書きし、簡易書留郵便とする。

〒010-1493 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地 3

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要編集委員会

電話 018-829-4000 FAX 018-829-3030

(投稿論文の採否)

第 7 条 投稿論文の採否は査読を経て紀要編集委員会が決定する。

2 査読委員による投稿論文の査読の結果、紀要編集委員会は執筆者に対し内容の加除、訂正及び原稿の種類の変更を求めることができる。

3 倫理上問題があると紀要編集委員会が判断した原稿は受理しない。

4 投稿原稿は返却しない。

(校正)

第 8 条 校正は 3 回とし、再校までは執筆者による校正を原則とする。再校以後の文章の加筆及び訂正を認めない。

(費用)

第 9 条 別刷の費用は、執筆者が負担する。

2 図及び表等その他印刷に特別な費用を必要とするときは、執筆者の負担とする。

(著作権)

第10条 著作権は本学に帰属し、掲載後は本学の承諾なし他誌に掲載することを禁ずる。

2 執筆者は紀要編集委員会に対し、最終原稿提出時に自筆署名した著作権譲渡同意書を提出しなければならない。

3 執筆者は原稿が電子情報開示されることを承諾しなければならない。

4 掲載論文が第三者の著作権を侵害する等の指摘がなされた場合、執筆者がその責任を負う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、紀要編集委員会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月2日から施行する。